

令和4年度 第32期川崎市青少年問題協議会
第1回全体会 会議録

○日 時 令和4年10月17日（月）14時00分～15時45分

○場 所 カルッツかわさき 中会議室1・2

○出席者

(1) 委員 22名

柴田委員、工藤委員、香山委員、安田委員、尹委員、加藤委員、月本委員、
林委員、田吹委員、岩永委員、土公委員、藤田委員、山川委員、新山委員、
山口委員、館委員、岸委員、前川委員、池之上委員、中村委員、宮脇委員、
阿部委員

(2) 傍聴者

なし

(3) 事務局

武田室長、岡本担当課長、上原担当係長、内藤職員

○配布資料

資料1 青少年問題協議会の概要
資料2 第31期川崎市青少年問題協議会 協議過程
資料3 第31期川崎市青少年問題協議会 意見具申について
資料4 第31期青少年問題協議会の意見具申に対する市長コメント
資料5 第32期川崎市青少年問題協議会 協議スケジュール（案）
資料6 川崎市青少年問題協議会 これまでの意見具申

参考資料 関係法令等（地方青少年問題協議会法・川崎市青少年問題協議会
条例・川崎市青少年問題協議会条例施行規則）

参考資料 第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン パンフレット

1 開会

- ・会議趣旨の説明
- ・配布資料確認
- ・会議公開についての説明
- ・会議成立についての説明

2 議事

(1) 会長及び副会長の互選

- ・委員の互選により、柴田委員を会長に、工藤委員を副会長に選任

(2) 青少年問題協議会の概要

- ・概要について、資料1及び参考資料（関係法令等）に基づき、事務局から説明

(3) 委員紹介

- ・出席委員による自己紹介

(4) 第31期川崎市青少年問題協議会の振り返り

(5) 第32期川崎市青少年問題協議会の進め方

柴田会長：引き続きまして、第31期川崎市青少年問題協議会の振り返りと、第32期川崎市青少年問題協議会の進め方について、まとめて議事に入りたいと思います。まずは事務局から説明をお願いします。

事務局：(資料2～5に基づいて説明)

柴田会長：ありがとうございました。それでは、ただいまの説明につきまして、何か御質問、御意見等ございましたら御発言をお願いします。

第31期の意見具申について振り返りますと、コロナ禍の最中での意見具申であったということや、学校教育の中で子どもたちのネット環境の整備が進められ、GIGAスクール構想というものが生まれてきている中での提言、そして普遍的な子どもの居場所づくりの在り方、という点などを主なポイントとして議論を行ってまいりました。では、岸委員。

岸委員：第31期の意見具申に直接的に関わった、協議題・調査専門委員会や起草専門委員会の委員からも、御意見等伺えればと思います。

柴田会長：前期に起草専門委員をお願いした方、何人かいらっしゃいますが、前川委員、館委員、いかがでしょうか。

館委員：館です。31期は協議題・調査専門委員会と起草専門委員会の両方を担当しました。意見具申の内容は、各委員の意見を頂戴したり、あと実際に色々な現場を見て、色々な方からお話を聞いたりということでもとめました。その経験からで、個人的に思っていることが1つあります。

広く現場を見て、話を聞き、話をまとめていくということ自体、非常に大事なことで、委員会で議論を重ねてきましたが、一方で、提言をどう具体的に落とし込んでいくかというところについての議論も、もっと出来れば良かったのかなと思っています。

川崎市には、様々な団体や個人の方が、子どもたちのために非常に尽力されています。これらの方々には、PTAでも関わりがありますし、この協議会でも関わりがあります。うまく言えないのですが、これらのネットワークをもう少し具現化して、こうしていくべきだということをより具体的に提言できれば、意見具申の存在価値がクローズアップされ、市長としてもより放っておけないよという形になるのではないかと思います。皆さんと意見を交わしながら、議論の進め方についても検討できたらいいのかなと感じておりました。私からは以上です。

柴田会長：ありがとうございます。では、前川委員、お願いします。

前川委員：第31期の協議題・調査専門委員と起草専門委員を務めました、前川です。

まず、前期の意見具申の大きな特徴として、当時の起草専門委員の中で共有していたのは、全ての青少年を対象としていることです。この点は第31期において、非常に大事にしてきたところです。

資料6には、これまでの意見具申の様々なキーワードや概要が書かれていますが、これまで青少年の社会参加を考えていく中で、抜け落ちている青少年がいることに第31期では気付きました。例えば、ふれあい館に行って、外国にルーツを持つ子どもたちにどういう支援があるのかということなどです。第31期の委員会では、川崎市にいる全ての青少年を対象とするという視点で議論を行いました。

そういった経緯がありますので、青少年の社会参加に関する様々な議論をここ第31期に全て盛り込んだというのが、第29期から委員を務めてくる中で感じているところです。

また、第31期では、例えばこども文化センターでのヒアリングなど、どういう方向であれば実際に実現可能な改革ができるのかという視点も含めて話し合いをしてきました。こういった点からも、第31期の意見具申においては、恐らく多様な論点を1冊の中にぎゅっと詰め込んだ、密度の濃いものができたのではないかなと思っています。

これらの前提を踏まえると、今期においては、前期以上に規模を広げるよりも、何かポイントを絞って、議論を進めていく必要があるのではないかと私は思っています。青少年問題協議会の性格上、どこまでできるか分かりませんが、先ほど館委員もおっしゃっていたように、具体的な提言をし、アクションをして、それを評価して、反省するところまでの一連のプロセスが何かしらできないかなということは考えています。

例えば、第29期・第30期で、こども文化センターや子ども会の連携ということがあって、私自身も高津区内のこども文化センターと子ども会の共催行事を行っています。ただうまく主体的に子どもたちが参加できるような交流行事というのが、このコロナ禍もあり、うまくいっていない部分があります。そういった過去の意見具申による取組を評価、反省しながら、具体的なアクションにつなげていく。そして、このアクションを踏まえ、エビデンスを取りながら、第32期の市長への意見具申書が書けるとより良いのかなということ、第31期までの会議を踏まえて思ったところです。以上です。

柴田会長：ありがとうございます。ほかに御意見、御質問などございましたらお願いします。

では、次に進めさせていただきたいと思います。

(6) 協議題・調査専門委員の選任

柴田会長：次に「協議題・調査専門委員の選任」に入ります。

協議題は、協議題・調査専門委員会で協議・検討を行っていただき、来年3月頃に予定している第2回全体会でその方向性を委員全員にお諮りし、決定する予定です。

つきましては、先ほどの自己紹介でのお話なども踏まえながら、協議題・調査専門委員を選任させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。立候補されたいという方がいらっしゃいましたらお願いします。

特にいらっしゃらないようであれば、私のほうから案を提示させていただければと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(異議なし)

まずは、副会長の工藤委員に入っていただきたいと思います。

それから、学識経験者から他に、香山委員。香山委員は前任者の一人でもありますし、また、川崎市で学校長、それからこども文化センターの館長、こういった御経験がありますので、是非入っていただきたいと思います。

それから、丸山委員をお願いしたいと思います。丸山委員は、カウンセラ

一として青少年と日々現場で接しておられますので、青少年の現状をよく御理解されていると思います。今日、丸山委員はこちらにいませんけれども、お名前を挙げさせていただきます。

それから安田委員。青少年の居場所づくりに関して積極的に活動されておられますし、また青少年と年齢もとても近いということで、感覚的にも若者の意見をここで具申していただければと思います。

その他、関係行政機関から、現役校長として日々青少年に接しておられます山川委員にもお願いしたいと思います。

また、関係団体からは、前任者のお一人であります館委員。PTA協議会会長として、保護者の方とも深く接点をお持ちでありますので、是非よろしくお願いいたします。

そして、前任者のお一人であります前川委員にも、子ども会のリーダーとして最近まで活動されておりましたので、そういった子どもと大人をコーディネートするような役割というところで、是非御協力いただければと思います。

以上7名の委員にお願いしたいのですが、皆様いかがでしょうか。

(異議なし)

柴田会長：ありがとうございます。では、工藤委員、香山委員、丸山委員、安田委員、山川委員、館委員、前川委員にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

では、第1回協議題・調査専門委員会の日程につきましては、会議終了後に事務局のほうから調整していただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

(7) 協議題について

柴田会長：次に、議事(7)の「協議題について」、に入らせていただきます。

今後の協議題の設定につきましては、先ほど皆様からの御意見やこれまでの協議題なども踏まえながら、ただいま選出していただきました協議題・調査専門委員会で議論をしていきたいと思っております。議論に先立ちまして、これまでの意見具申の内容などについて資料がありますので、事務局にこちらの御説明をお願いしてもよろしいでしょうか。

事務局：(過去の意見具申内容について、資料6に基づき説明。加えて、参考資料【第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン】についても説明)

柴田会長：御説明ありがとうございました。ただいまの御説明やこれまでの協議題の内

容を踏まえ、今期で含めるべき視点などの御提案などございましたら、この機会に御発言いただければと思います。こういった視点も必要ではないかとか、ポストコロナ禍ではこういうことが必要ではないかとか、皆様方の日々の生活の中からお気づきの点など、忌たんのない御意見などいただけましたらと思います。

前川委員：調査専門委員に先ほど選任されましたので、まず口火を切るという形で、一言発言できればと思います。

実は先日、21世紀の川崎の教育を創造する研究会、21研と呼ばれる会議の高津区の会に参加しました。その中で、学校と家庭と地域の方々に関する分科会で、第20分科会というのがあります。今年のグループワークでは、「川崎市の学校に在籍する児童生徒の居場所について、公共施設やフリースクールの活用と保護者・地域・教職員間の連携」というテーマで、学校の教職員の先生方、そしてPTAの保護者の方、そして高津区地域教育会議の役員もやっている私も含めた地域のメンバーと、この三者がそれぞれこのテーマに沿って、グループワークをしました。

一番の課題として話題に挙がったのが、こういう公的な施設を保護者が全く知らない、先生方もなかなかそこにアクセスできていないという点でした。

例えば高津区でいえば、津田山に夢パークがあり、そこに「フリースペースえん」があります。夢パークは、今や映画で上映されたり、NHKの72時間で特集されたりするぐらいの、本当に全国的な施設になりましたが、実は、高津区内の人でも行っていない人がいる、若しくは知らない人がいるというようなことがあります。あるいは、子ども会でも、どれだけ行事をやっているかということ、実はその地域にいる人々も分かっていないという現状があります。

そういうことを踏まえると、学校や地域、そして保護者。この三者のスクラムがうまく組めておらず、情報共有できていないよねというのが、私が参加したグループワークでは一番の課題として挙がっていました。

こういう三者の連携に関する課題は、川崎流の地域教育会議ができることから、あるいは1980年の金属バット事件からずっと言われ続けていることであり、何を今更と言われてしまうかもしれませんが、逆に言うと、令和になって、コロナ禍であったり、教職員の先生方でいえば働き方改革であったり、そして家庭では共働き世帯が増えたり、地域もいわゆる役員が高齢化して地域の団体がなかなか活性化しないであったり、それぞれ1980年代当初とは異なる三者の現状があると、私は考えています。

そこで第32期では、例えばこういう三者の現状や関係性に視点を当てて、その中で、こども文化センターなどはどう位置付くのかであったり、その機能であったり、実際にうまくいっている例であったりを話し合えると良いのかなというふうに思っています。以上です。

柴田会長：ありがとうございます。子どもの居場所。居場所と言っても、第31期では、ありのまま子どもたちがいられる居場所ということで、精神的な居場所ということも含めて、地域にこの居場所をどうつくるのか。そして、そこでどんな大人と触れ合うのかというようなことを話し合いましたが、それを一歩進めて、学校・家庭・地域の連携を、現代の社会実態に合う形で進めていくにはどうしたら良いかを協議するという視点について、御提案を頂きました。

ほかに、ただいまの前川委員の御意見に関連する形でも結構ですので、御意見などありましたら、御発言をお願いします。

香山委員：前期から引き続き協議題・調査専門委員をということですが、名簿では委員は27名ですか。色々なところから様々な専門性をお持ちの方々が来てくださっていますが、7名の協議題・調査専門委員以外の委員とは、全体会でのみ、半年に1回ぐらいしかお会いできないですね。

せっかくの機会ですので、色々なところでお仕事をされたり、経験されていたりする委員の皆様から、ストレートに、この会でこういうことを協議してもらえないか、こんな切り口でどうか、というふうなアイデアを頂くことが、協議題・調査専門委員にとってはとてもありがたいです。

それをどう精査していくかというのは、委員会で改めて検討を進めていきますけれども、発想という部分で、できれば順番に、協議題の専門委員以外の方々からそれぞれお聞きしてみたいはいかがでしょうか。

柴田会長：御提案を頂きましてありがとうございます。確かに協議題・調査専門委員会で、今後、協議題について詰めていきますけれども、せっかくこちらに御参集いただきました各委員の知見から御意見を承りたいと思います。香山委員に御提案いただいたとおり、お一人ずつ御意見を頂きたいと思います。

では、順番に名簿順でお願いしたいと思います。協議題・調査専門委員の方たちを除いてお願いしたいと思いますので、尹委員からお願いできればと思います。

尹委員：今すぐ思い浮かぶことは、私がやっている外国人代表者会議の中にも、海外から来て、子ども一人、親一人。要は母子家庭というのがいますけれども、我々外国人だけじゃなく、母子家庭のことを考えてみると、特に子どもの小学校がない土日に子どもをどこかに預けて、母親が時間を確保するといったことができていない様子を見ていて、大変そうだなと思っています。

家族、子どもを連れていくようなお付き合いしかできない母子家庭や父子家庭の親のストレス軽減だとか、時間の確保のために何かできることはないのかなというふうに思っています。

柴田会長：ありがとうございます。母子家庭や父子家庭の保護者の時間の確保は、心の

ゆとりというところにつながるものだと思います。それでは、次に加藤委員、お願いします。

加藤委員：川崎市には、青少年に限らず犯罪が多いというイメージがあるかと思います。実際は、犯罪件数は政令指定都市の中では少ないのですが、イメージの払拭にはつながっていない。また、南北に縦長の川崎市でございますので、地域ごとにお子様たちの特色は多少異なるかなというイメージは、私自身も持っております。

先ほどからお話が出ておりますが、全ての青少年を対象にという中で、いわゆる非行を行っているような青少年たちに、この青少年問題協議会がどのように入り込んでいくのか。その子たちをどのように支援していきけるのかなということは、私自身も課題として、ともに対応していきたいなと思っております。

また、こども文化センターですね。どうしても小中学生、特に小学生を対象にした施設と思われている中学生や高校生たちがいると思います。行きたいけれども、行きにくい、更には行っていいのかも分からないといったこともあると思っております。全ての青少年を対象にということでございますので、うまく広報しながら、一人も取り残さず支援していく取組を進めていかなければならないかなと課題と感じているところでございます。以上です。

柴田会長：ありがとうございます。それでは、月本委員、お願いいたします。

月本委員：私は、第30期、第31期と見てくる中で、タテのつながりとヨコのつながりというのが第30期に出てきて、第31期でナナメのつながりということが出てくる中で、ナナメのつながりというのは非常に重要だと思っております。

私自身、ここのところ色々なイベントなどが再開し、どちらかという、ナナメのつながりで子どもたちとはつながっているところが多い中で、イベントの機会を通じて顔を見ることで、色々な御相談があります。

普段はSNSでつながっているのですけれども、やっぱり顔を見たらつながってくるということで、区民祭や色々なお祭りを通じて、子どもたちから色々な御相談や御意見をいただく機会になったなというふうに思います。

先ほど館委員からも、発展的に、新たに事業みたいな取組ができればいいなというふうなお話がありましたが、私自身の経験でも、例えば社会体験のプログラムの機会なんかを創出していただくといいのかなと思っております。ナナメのつながりをここまで第30期、第31期と議論をされて、市長からは第31期の意見具申に対するコメントの中で、寺子屋事業でもナナメのつながりがあるという話がありましたが、色々な大人に、コーチに関することなどを少し学ぶ機会を持っていただく。そんな事業ができれば、第30期や第31期から第32期に向け、何か新しい発信になるのかなと思いま

す。

私自身、児童養護施設の子どもたちの社会体験プログラムを通して、ナナメのつながりを持つきっかけがありました。私がプログラムを担当させていただいたときの生徒さんとは、もう4年ぐらい経ちますが、いまだにつながりがあります。このような社会体験プログラムを通して、先生とつながったり、家族から御相談をいただいたりということもありますので、できるのであれば、そのようなプログラムの実施を今後検討していただければいいのかなと思います。私からは以上でございます。

柴田会長：ありがとうございます。では、林委員、お願いいたします。

林委員：林でございます。今、皆さんの話を聞いて少し思っていることをお話しさせていただきます。前期は夢パークを見に行くとありますが、もともと地元の青少年指導員の方から、川崎区にも同じような場所をつくれなにかという話を頂いており、富士見公園の再編に合わせて、少しやり取りをさせていただきました。残念ながら、そういう場所はできないのですが、今後、色々な意味で子どもたちが集まれるような環境の整備は、今後進んでくると思っています。

私の子どもは2人ともボーイスカウトをずっとやっておりまして、鶴見の總持寺に団の集まる場所があり、そこで活動をしています。川崎区でも、子どもたちが自然に触れ合うことができる場所をつくりたいという思いが個人的にございます。

また、私JFE出身ですが、少し南辺りでの再編がこれからありまして、工場も休止してしまいましたので、これからその土地をどのように活用していくかという部分はテーマとしてあります。研究的な拠点を持つてくるという話がありますけれども、土地が広大ですので、子どもたちが自然に遊ぶような環境の整備になればいいなというふうに思っています。

あと、多摩川の河口も、将来的には、水門の機能を使わなくていいような状態になっていますので、その土地を有効活用して、環境の整備ができればいいなというふうに思っています。以上です。

柴田会長：ありがとうございます。では、次に田吹委員、お願いいたします。

田吹委員：私は警察の立場として、周りの同僚からよく聞くことは、同じ行政機関同士、縦割りでなかなか連携ができていないことが多い、ということです。虐待に関する問題がきっかけかと思うのですが、警察から児童相談所に出向という形で行って協力し始めていますが、なかなかお互いの情報共有がスムーズにいかないということがあります。

専門的な知識・職種が連携し協働して、子どもを守るということに取り組めるような、こういったことも盛り込んでいただければと思っております。

またあと、悩みを相談できる場所についてもっと広く周知し、しっかりと受け入れる体制というのを整える、といったところも是非検討していただければと思います。以上です。

柴田会長：ありがとうございました。では、岩永委員、お願いいたします。

岩永委員：家庭裁判所は、目の前にいる少年やお子さんの話を聞き、そのお子さんそれぞれに対して、どのような処遇や対応が適切であるかを、個別的に考えています。個別の事案については立場上お話することができませんし、統計を持ってきていないため、抽象的な話となりますが、昨今、ある種のキーワードとして「安全・安心」があるかと思いますが、家庭裁判所もこの言葉を意識して業務に当たっています。ここでいう安全・安心には、命の安全も情緒的な安心も含みます。この安全・安心というものが、そのお子さんにとって本当に命の危険性があるほどに緊急性が高い場合と、しんどいけれども恐らく命の危険はないだろうという場合とで、考える内容や対応なども変わってくる場合があります。こちらでお聞きしている議論は本当に幅広くて、どこを対象にするかによって、関わり方や関与の内容が変わってくる場所があるのではないかと思ってお聞きしていました。

本協議会での取組と家庭裁判所の業務が直接関わることがあるのかどうかは分かりませんが、子どもたち一人ひとりが幸せであってほしいと願っている点において一致しています。先に申しましたように、家庭裁判所は個別的な関わりが中心で、その中で、それぞれのお子さんにそれぞれの良さがあることを実感しています。非行少年と言われる子どもでも、もちろん、良さがあります。とはいえ、その子の良さをいかに社会に理解してもらうか、その子自身が変わっていかなくてはいけない部分があるのも事実です。お子さんが、変わっていくためには、周囲や社会のかかわりが一定期間必要になることがほとんどです。裁判所は決定機関という立場での関わりで、必ずしも長期的な関与が想定されていない中、本協議会が、子の成長の各ステージで、社会の中で、その子自身や保護者等を含めて必要な働きかけの機能を探しておられるという点について大変興味深く聞かせていただきました。

柴田会長：ありがとうございました。それでは、土公委員、お願いいたします。

土公委員：保護観察所は、非行した少年が対象になってきますので、社会復帰させるに当たって、居場所づくりというのは本当に大事なということを日頃から痛感しています。

まず家庭に居場所がない。虐待などの大きな問題もそうですが、そんなに難しい問題じゃなくても、居心地の悪い家庭、あるいは学校にもなかなか適応できずに勉強がついていけない、友達とうまくやれないということで、どんどん引き籠もっていつている少年がいます。

そうすると、今度は学校をやめてしまって、では仕事をとなっても、なかなかで10代でやっていける職場を確保するというのは非常に難しい状況にございます。また、こうした居場所のないことに加えて、いわゆる発達障害のようなそういった困難のある少年たちも、保護観察の中には少なからずおりますので、本当に一人ひとりの特性に合ったケアをというか、支援をしていかなきゃいけないなど、日頃頭を悩ませているところです。

川崎市で実施されている色々な活動は、私どもにとっても本当に参考になるなと思っております。先ほども御意見がございました、連携という部分で、専門の方や様々な立場の方が共有して関わっていくというのは非常に大事だけれども、一方で非常に難しいということも感じております。日頃の処遇でも悩んでいるところがございますので、本協議会を通して私どももヒントを頂けたらと感じております。以上です。

柴田会長：ありがとうございました。では、藤田委員、お願いいたします。

藤田委員：県民センターでは、特に青少年に特化した業務はやっていないですけれども、県民センターの中に県警の方が常駐されていて、県警のほうで青少年相談ということをされています。結構長い方だと割と1時間とか、お子さんと、あと保護者さん別々で話したりとか、時には一緒に話したりとかいう活動をされています。

相談の様子を見ていて思ったのですけれども、毎日のように相談を受けているかと思えば、相談がない日があったりと、先ほど別の委員がおっしゃっていましたが、情報配信の方法が大事ではないかと感じています。青少年相談の活動において、こういった形で広報をされていて、御相談に来られる方がこういったきっかけでアクセスして来られているのかということ、戻ったら聞いてみようかと思っています。

これは青少年相談だけではなくて、その他の川崎市がやっている子どもの事業や施策に関しても、気付かない人がいるというか、情報にアクセスするのが非常に難しい方もいらっしゃると思います。前回の議論で、ナナメのつながりなど、はっとする視点がありましたが、事業や施策を広めていくためにはどうしたらいいのかという視点があってもいいのかなというふうに思いました。

あともう1点、第26期以降のこれまでの意見具申のダイジェストを読ませていただいて、コーディネーター人材の育成とか、色々なことを具申されていますけれども、これが果たしてどこまで川崎市さんの施策に反映されてきたのかというような検証、そういったものもお知らせいただくと、今後の参考になるのかなというふうに思いました。以上でございます。

柴田会長：ありがとうございます。それでは、次に新山委員、お願いいたします。

新山委員：学校は色々なことがあると、先ほど自己紹介でお話ししましたがけれども、私は昔、幸区の中学校で生徒指導担当をやっておりまして、そのときに、子どもを何とかしようということで、個人的に、警察や裁判所の調査官の方、保護司の方、児相の方とやり取りをして、何とか子どもを助けようというようなことを行ったことがありました。最近では、児童相談所も、役所の地域支援課も、保護課もすごく連携を取りやすくなって、子どもにとって大人の目が増えるということは非常にいいなというふうに感じております。

先ほど検証というお話が出ましたが、私が生徒指導担当をやっているときより、状況はかなりよくなっているのではないかなと思います。ただ、問題もやっぱり変わっていくものなので、今後どうやって連携していくのか。そういったものを議論しながら、よりよい連携の仕方をお考えいただくとありがたいなと感じております。以上でございます。

柴田会長：ありがとうございます。では、山口委員、お願いいたします。

山口委員：皆様のお話を伺っていて、命というキーワードが思い浮かびます。命に関わる案件が学校現場でも、このところ増えてきています。青少年の命、自分で自分の命を大切にする、あるいは周囲にいる友達の命を大切にする。抽象的ですけども、そんな言葉が思い浮かびます。肌感覚ですけども、先ほど岩永委員と土公委員がお話しした点というのは、高校現場でもぴったりの言葉で、本当にそういうニーズがあります。

私たち市立高等学校5校のうち4校に定時制がありますけれども、定時制の職員たちというのは、本当に自分たちが最後のセーフティーネットだ、くらいの気持ちで勤めてもらっていますが、それでもやはり色々な事情で辞めていく生徒が後を絶ちません。そのときに、この子は一体辞めていって、その後誰が面倒を見てくれるのだろうか、誰が次のセーフティーネットになって自立に向けてくれるのだろうかと思いつつ、お別れをするのですけれども、地域に、区役所にそういったセーフティーネットがありますけれども、辞めていった子どもたちに対して、タテ、ヨコ、ナナメ、次は何だか分かりませんが、具体的な人とのつながりが、1人、2人、3人、複数増えていくようなものができていくとよりよいのかなというふうに感じております。以上です。

柴田会長：ありがとうございます。それでは、次は宮脇委員、お願いいたします。

宮脇委員：私は、こういう言い方をしているのか分からないですけども、この協議会をやっていることを子どもたちは知っているのかなと思っています。もし取り上げられるのであれば、子どもたちの言葉で分かるように伝える方法はないのかなと思っています。今よく言われている親ガチャという言葉がありますが、実際に世の中は、思っているほど機会均等じゃないと思

ます。そういうフレーズなりを入れて、何かうまく伝えられるといいのかなというふうに思っています。

親の力がなくても、周りの支援する力でどうにかなる子どもたちも同時にいますので、そういう子どもたちの言葉で分かるような発信ができると、本当に次につながっていくのかなというふうに思っています。

先ほど他の委員が言われたけれども、全ての青少年が対象だということなので、障害のある子どもたちもいますけれども、ちゃんと先はあるよね、頑張れるよねということが広く伝わるような、優しいメッセージになるような、全ての子どもたちに希望を持たせるようなことを提言していただくと、私としても心残りがございませんので、何とぞよろしく願いいたします。

柴田会長：ありがとうございます。では、岸委員、お願いいたします。

岸委員：池袋で、宴会で100人ぐらいが大乱闘を起こしたというニュースがありました。色々と社会的な問題もあるようですが、暴力団化した若者が騒いだというようなことで、大変なことだなと思いつつ、居場所とは、色々な形があるのかなと思っています。

別に居場所って、大人が色々な形をつくってあげた一般の居場所だけでなく、子どもたちや青少年にとってみると、例えば、我々が目を背けるような場所も、彼らにとっては結構居心地のいい場所になっている、ということもあると思います。居場所は確かに重要だけれども、大人たちが形づくって、これでいいでしょう、ここの居場所にみんな集まりましょうというふうな形の居場所じゃなく、もっと何かフレキシブルに多様性を持ったような形の居場所ができればいいのかなと思っています。

これまでの話の中で、こども文化センターというキーワードが出て来ておりますが、学校の中でこども文化センターとは色々に関わりがあって、こ文の職員さんともよく会ったり、イベントでも様々な形でコラボしたりしますが、正直言って、内容を期待するほど、こ文には力がないような感じがします。基本的にこ文は、運営の方法とかお金のかけ方とかの工夫や、あとはこ文の職員さんの努力で成り立っている部分があります。一方で、こ文は58か所あるから、これは重要な資源だと思うんです。この資源をもっと生かすとするならば、市全体でここにお金をかけて、人をかけて、それなりの形づくりをしないと、今の形のままでこ文さんの職員さん、頑張ってくださいでは、なかなか厳しいのかなと思っています。

その辺も含めて、市長は全然怒らないと思うから、大胆な形でそんな議論ができていたらなと思っています。以上でございます。

柴田会長：ありがとうございます。では、池之上委員、お願いいたします。

池之上委員：私は教育という立場でこの場に参加させていただいておりますので、委員の方に少し考慮していただきたいことがあるとすれば、今、子どもたちは、昨年度からGIGA端末、1人1台端末ってよく言われますけれども、導入による環境の変化が生まれています。今小学校などに行くと、もう自由に、こんな速く指が動くのかというぐらい、子どもたちは端末に適応しています。

そういう中で、インターネットでつながるとか、他者とつながるとかのツールとして、端末を使っているということですが、一方で、子どもたちに大きな変化が生まれたのがやっぱりコロナ禍だと思うのです。

オンラインというものを強要しながら、一方で対面での行動制限というのが生まれたことによって、子どもたちの中には、残念なことに修学旅行に行けなかったとか、マスクとか、色々な制約を受けて、この2年ぐらいの間は自分の思い出ができなかったという声を上げる子どもたちもいます。

子どもたちの大きな環境の変化が起きていることに対して、この協議会から何か意見が言えたらいいんじゃないかなという思いがあります。色々な議論やコロナなどがある中で、順番に、ちょっとずつ導入して行って、今や1人1台、端末が導入されました。これは国の支援のおかげでもありますけれども、川崎市も負けず劣らず頑張ってきている。その中で、つながりのあり方ということ、今期少し考えていただければなと思います。以上でございます。

柴田会長：ありがとうございます。では、中村委員、お願いいたします。

中村委員：実は一昨年まで私、事務局側に、青少年支援室におりまして、当時何人かの委員の方から提言の実現可能性とか、具体性といった話があったり、それと今、藤田委員から検証といった話があったりしましたが、法定の協議会で、重要な附属機関で、議員の方もいらっしゃる大会議である青少年問題協議会を生かし切っていないかなという部分を、当初から私は思っていました。

そういう意味では、少し検証的なものもある程度必要なのかなと思っています。うちの局で所管している外国人代表者会議では、毎回毎回、検証と提言の作業を割とシビアに行っていて、10年前の提言はいつ実現できるんだみたいな検証作業を毎年毎年やって行って、ようやく7年かかって実現とか、10年かかって実現、ということもございます。青少協、やっているほうだと思いますけれども、こういった検証をやっていただいたほうがいいのかと思っています。

市民文化局関係のことって、市民文化局って何だって、外部の人は恐らく名前からじゃ分からないと思います。実際は、本当に色々なことをやっています、文化とかスポーツとか人権とか平和とか、交通安全から、地域安全から、戸籍の話から、区役所の関係から、市民活動支援から、町内会・自治会支援のコミュニティとか、色々なことをやっています。

例えば土曜日、子どもたちの手作り楽器の音楽ワークショップみたいなイ

イベントを岡本太郎美術館の中でやったり、昨日はこの青少協でも取り上げていただきました、高校生による「川崎ワカモノ未来PROJECT」という、やりたいことを支援する子どもたちの集まりというか、事業があって、その関連で2つほどイベントをやったりしました。

今までの協議会の議題で、体験機会の創出とか、割と同じようなテーマを繰り返し挙げてきたことも大切で、つながりの重要性が出てきていると思います。

そこも重要ですが、更に少し新しい視点を加えるとするならば、子どもたちにとっての様々な体験機会を創出し保障する。それによって、より社会全体の包摂性を高めるみたいなプロセスということを意識したいなと思っています。

市民文化局では今度、アートイベント、アートの力で子どもたちの可能性を変えていくといった事業を新しく立ち上げます。例えばアートとか、スポーツとか、何でもいいと思いますが、リアルな体験の機会を喪失させられている、奪われている子どもたちがたくさんいるというふうに現場を回っているとよく思います。さっき先生からフレームワークの話がありましたけれども、こういった子どもたちに、具体的でリアルな体験ができるというものを意識的に社会のプログラムに提供することによって、子どもたち自体に豊かなチャンスを切り開いていくことができ、結果として、社会全体の包摂性を高めていくような指向性が生まれる、みたいなことが、新しい視点としてはおもしろいのかなと思います。

柴田会長：ありがとうございました。では、阿部委員、お願いいたします。

阿部委員：阿部でございます。今、各委員の皆さんからの御発言ですけれども、私どもは子ども・子育て支援を所管する立場でして、大変参考になる御意見が多くて、逆に言えば、厳しいなというふうにちょっと思いながら伺っていました。

この間の各期の提言、御覧になっていただいております。お気づきの方もいらっしゃるかと思うんですけれども、対象をあまり絞ろうとしない傾向、全ての子にとってどうかという視点からの議論が、割と中心だったのかなというふうに拝見しています。

現場で実際に子ども・子育て支援の施策を担っている立場から少し申し上げると、全ての子に対して、どんな子にとってもこうあるといいだろうというような発想での議論は、すごく良く聞こえますけれども、実際には、具体論になっていくと難しいというところがあります。

例えば子ども文化センターについて、子どもたちがどんなものを望んでいるかは千差万別ですので、先ほど他の委員もおっしゃっていましたが、多様性というのを意識したときに、公共が提供する居場所的なところというのはこういうものが理想だ、というふうに示すべきかどうか、まだ確とした答えを見出せずにいるところです。

是非議論するにあたっては、そういった与える側の理屈も大事だと思いますけれども、実際に税金を使って、税を投入して行う施策ですので、実は望まれている需要が、本当にそこにあるのかというところとバランスよく議論していく必要があるなというところは、常に私ども考えているところです。

あともう1点、これもどなたかがおっしゃっていましたが、情報発信が充分ではないのではないかと、それは本当に身につまされるところがございます。行政の取組においても、それはやっているけれどもな、ということが実は幾つかあって、取組が知られていないということが確かに事実としてあるのだらうと思います。

情報発信は、常に私ども努力はしていますけれども、何か皆さん方の知見で御意見を頂戴できたらありがたいなというふうに思った次第でございます。以上でございます。

柴田会長：ありがとうございます。皆様、それぞれにいい御意見を頂きましてありがとうございました。多岐にわたる御意見が上がりましたけれども、頂きました御意見は、協議題・調査専門委員の議論のほうで承りたいと思います。ありがとうございました。

3 その他

事務局から、次の2点について連絡

- ・協議題・調査専門委員会の日程調整の進め方について
- ・次回の第2回全体会は、令和5年3月に開催予定（今期の協議題の方向性の決定と、そのあとに続く起草専門員の選出等について協議を行う予定）